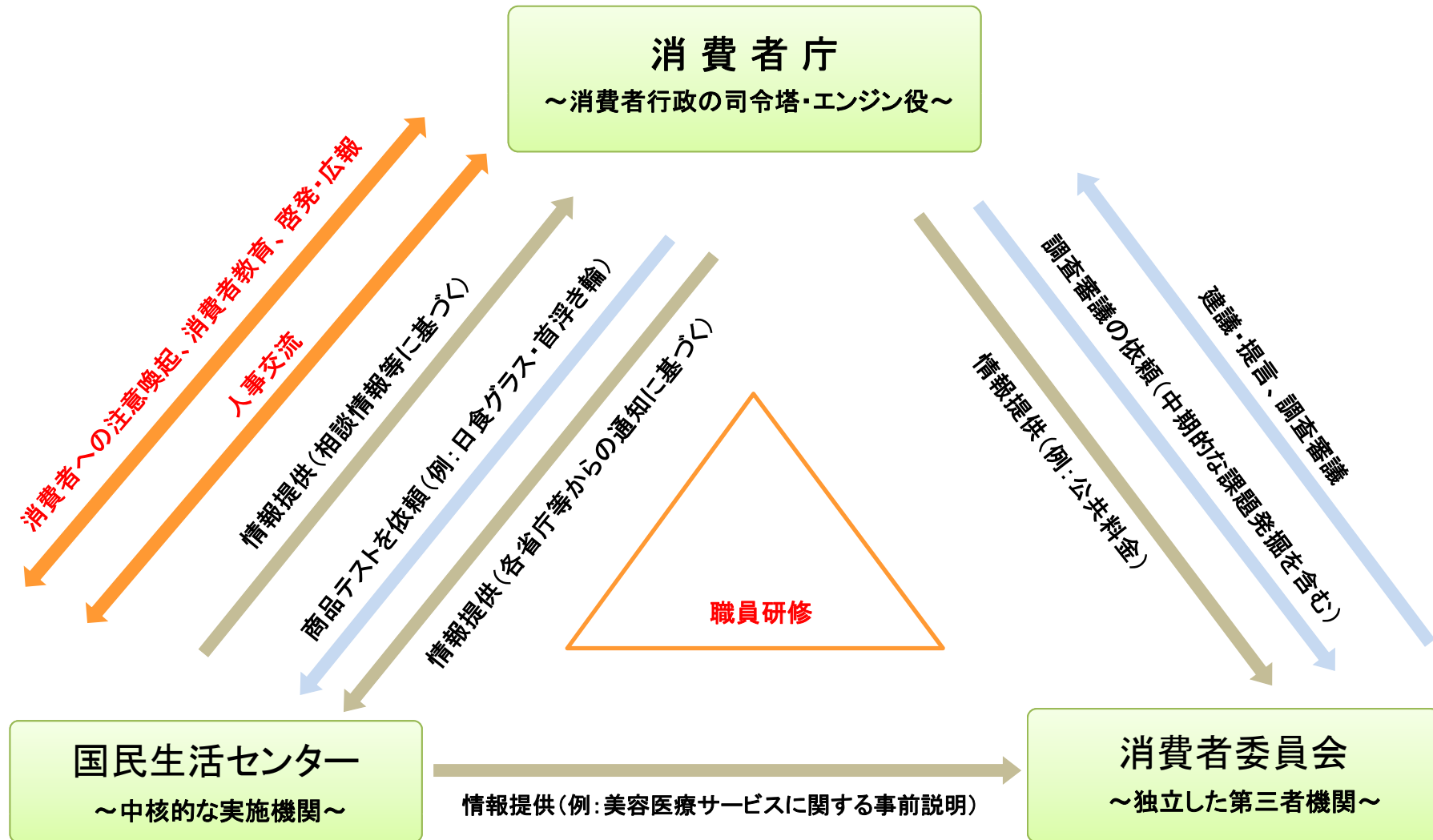


消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの分担・連携



※「消費者政策検討会議」による検討を実施。

消費者庁と国民生活センターの個別業務に関する分担・連携

個別分野		分担		連携
		消費者庁	国民生活センター	
消費者被害 対応 (財産分野・ 生命身体分 野)	事故等情報及び 対応方針の意見 交換・情報共有			・相互の情報提供による早期からの緊密な事故情報・対応方針の認識共有。
	消費者への 注意喚起 (生命身体分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、消費者庁名で公表。 ➢ 関係法に基づき、報告・通知された事故情報に基づく注意喚起の場合(★) ➢ 関係省庁との密接な調整等が必要な場合(★) ➢ 迅速に公表する必要がある場合 ➢ 関係法に基づく注意喚起を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、国民生活センター名で公表。 ➢ PIO-NET情報の詳細な分析を行う一方、左記の★に該当しない場合 ➢ 消費者庁からの依頼案件ではなく、自ら実施した商品テスト結果を基に公表する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、消費者庁と国民生活センターの連名で公表。 ➢ PIO-NET情報の詳細な分析を行う一方、左記の★に該当する場合 ➢ 消費者庁が国民生活センターに商品テストを依頼した場合
	関係省庁等への 働きかけ	・法的権限(措置要求)を背景に働きかけを実施。	・被害情報に基づいた改善要望。	・国民生活センターによるPIO-NET情報の提供や商品テストにより、消費者庁の働きかけをサポート。
	事故等原因 調査	・消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)の事務のサポート。	・調査委員会から国民生活センターへ事故品の分析・再現実験を委託。	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会の活動に資する国民生活センターの知見の提供。 ・国民生活センターの職員を調査委員会の専門委員に任命。

消費者庁と国民生活センターの個別業務に関する分担・連携

個別分野		分担		連携
		消費者庁	国民生活センター	
消費者教育・啓発、広報	消費者教育	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の消費生活センターが消費者教育の拠点となるよう、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 拠点の在り方を検討。 ➢ 拠点化のために必要な研修の内容を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員や見守り関係者向けの研修の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材等のHP掲載について、管理一元化(ポータルサイト)等。
	啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供について、企画立案を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供について、メールマガジンの発信等の業務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターのメールマガジンを消費者庁ポータルサイトから入手可能とし、更なる周知や登録増を図る。
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁に記者クラブを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁に設置された記者クラブを通じた情報提供。 ・独自の記者説明会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁長官会見等において、積極的に国民生活センターの活動を紹介。 ・消費者庁ウェブマガジンにおいて、国民生活センターのコンテンツを盛り込む。 ・国民生活センターの活動が掲載されるよう、政府広報の活用を図る。
調査		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者意識基本調査の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活動向調査の消費者意識基本調査への統合について検討。 	
人事交流、職員研修	人事交流			<ul style="list-style-type: none"> ・双方の人事交流の拡大。
	職員研修			<ul style="list-style-type: none"> ・研修の相互の参加の促進。 ・研修講師の相互の派遣。

国民生活センターの機能の充実の必要性

【相談】

- 消費者相談・越境消費者トラブル対応

【商品テスト】

- 消費者安全調査委員会の依頼に応じた、事故品の分析・再現テストの対応

【研修】

- 消費者教育の研修・人材育成プログラム

【ADR(裁判外紛争解決手段)】

- 消費者裁判手続特例法の施行前の事案への対応
(相当多数の財産被害がある場合)